

中小企業こそ、一度の労務トラブルから受けるダメージは大きい。今すぐ対策を

“労務トラブル”から会社を守る 就業規則セミナー

パワハラ、メンタル不全、能力不足、残業代請求…特定の社員との対応に悩まされ時間を取りられる経営者様や総務担当者様をよくお見受けいたします。労務トラブルの原因として、社員の感覚や考え方の変化の他、ネットで簡単に（自分にとって都合の良い）情報を手に入れられることも大きいです。

就業規則は、その内容が法律にのっとっているかだけでなく、実務といかに結び付き、会社のもめごと、経営者の悩みを解決できる規定になっているかが重要なのです。今回のセミナーでは、就業規則見直しのポイントを、実際の困りごと事例への対応の仕方も交えて解説、さらに、令和8年10月1日施行予定の『カスハラ防止措置の義務化』への対応についても、参加者の皆様がすぐに活かせる内容をご案内いたします。見送りになったものの、どの企業にも関係する労働基準法改正案についても解説します。

【開催日】 どちらも同内容です

2026年2月17日(火) 13:30~15:30

2026年3月6日(金) 13:30~15:30

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,500円（顧問先様 無料）

【定員】 20名様（申込順）

（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様等のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】西遠労務協会

浜松市中央区三方原町314-2 HP: <http://www.seienroumu.com>

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

【主なセミナー内容】

1. 労務トラブル（問題社員）対応策と就業規則での工夫

◎よくある労務トラブルをピックアップし、いざというときの具体的な対応策と、就業規則でとっておくべき対策を解説します。

《解説する労務トラブルの例》

- 配置転換や転勤を拒否する社員がいる。どうしたらいい？懲戒処分も可能か？
- 定年後再雇用する社員のお給料を下げている。「同一労働同一賃金」が気になるが大丈夫だろうか？
- パワハラ？と噂される管理職がいる。下につけた部下がすぐにやめてしまう…
- 退職する社員が監督署に相談して残業代を3年分請求してきた。あんなによくしてあげたのに…
- 本当に病気なのか、ただの怠け癖なのか…遅刻・欠勤が多く注意しても治らない。会社の対応と対策は？
- 休職復帰の見極めと復帰許可の基準は？
- 面接では「できます！」と言っていたのに、期待外れ。どうしたらいい？採用時の注意点も教えて。
- 高いお金を払って資格を取らせたのにすぐにやめてしまう。取ったあとも長く勤めてもらうためには…

2. 最近の法改正

- 令和8年10月施行予定のカスタマーハラスメント防止措置の義務化対応
- 見送りになった労働基準法改正案

3. 本日のまとめと質疑応答

■裏面の情報もぜひご確認のうえ、ご参加ください ■

→講師の横顔

昭和47年浜松市高丘に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビッてあきらめる。高校卒業後、名古屋の大学に進学、さらに都会にあこがれ大学卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた5年後、会社が倒産し突然襲った悲劇（解雇）。社宅からの退去、国民年金保険料免除制度を利用し失業保険をもらいながら、仕入れ担当と在庫管理の経験がゆえに会社清算業務につきあわされ弁護士事務所に通う生活。“諸行無常”世間の厳しさを体験し、このとき初めて社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り社労士資格取得を目指し受験勉強する中、平成13年に西遠労務協会にパートとして就職、3年後に社労士試験に合格し正社員に登用。部長として現在に至る。

社会保険労務士という仕事を通して、関わる会社も経営者も社員も、そして自分自身も元気になりたい成長したい。社員のこと、経営や給与・保険のことなど毎日会社で起こるさまざまご相談いただく中、特に社員とのトラブル対応では、法律や役所の判断を超えて自分自身の知識・経験にもとづく判断を加え、相談してくれた方から「相談してよかったです。ありがとうございました」と言われるとやりがい以上の生きがいを感じる。何事も信じやすいタイプ。従って“占い”は極力見ない、聞かないようにしている。特技は握り寿司。

「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 大事なところを強調して話していただけたので、わかりやすかったです。自社の就業規則も見直さなければいけないところがいくつもあると思いました。
- 就業規則の重要性、問題を避けるための活用方法について学ぶことができました。ありがとうございました。
- 就業規則の見直しは、毎年課題としているが、知識不足もあり、なかなか進まない事実があった。今回のセミナーを聞いて何のために見直すのかが明確になりました。
- 就業規則が社員と会社双方の権利や義務を明確にする重要な役割を果たしていることを改めて実感した。
- 就業規則も、法律が守られていればよいというわけではなく、自社の考え方や風潮も加味して作成する必要があるとわかりました。本日は大変貴重なセミナーありがとうございました。
- 「労務トラブルから会社を守る」という観点からの内容、わかりやすく、そして詳しくご説明いただきありがとうございました。うつ病であったり休職、副業など、現在当社が抱えている問題点について、理解・対応すべき内容がわかりました。

* * * 就業規則セミナー 参加申込書 * * *

Fax番号 053-436-1138 (西遠労務協会宛 HP)

フリガナ 貴社名	ご住所(〒 -)		
Tel	複数名ご参加の場合、受講証等をお送りする方のお名前()		
フリガナ ご参加者名 <u>メールアドレス</u> 参加ご希望日(どちらかを○で囲んでください) 2/17 · 3/6		フリガナ ご参加者名 <u>メールアドレス</u> 参加ご希望日(どちらかを○で囲んでください) 2/17 · 3/6	

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

*お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配達業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。
①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便り等当事務所のサービス提供に関するご案内
*参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。
*当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがいらっしゃたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。